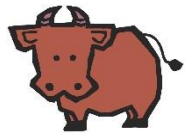


胎内市で畜産をされている農家の皆様へ



家畜飼料高騰の影響を受けた畜産農家（肉用牛・乳牛）の皆様へ
「胎内市畜産飼料高騰対策支援補助金」のご案内

支援内容

コロナ禍による家畜飼料高騰の影響を受けた畜産農家（肉用牛・乳用牛）に対し、農業経営の下支えとなる支援として、飼養頭数に応じた補助金を交付します。

※ 本事業の補助金については、申告の際に雑収入として処理をお願いします。

交付の条件

- 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人であること。
- 申請日の時点において肉用牛の繁殖及び肥育又は乳用牛による生乳出荷を実施し、交付決定後も事業を継続する意向があること。

補助金の額

- 令和4年4月1日時点の月齢4か月以上の肉用牛及び乳用牛の合計頭数に、10,000円を乗じた額（市内の農場に限る）

※ 但し、申請額の合計が予算額を上回った場合、補助金が減額されることがあります。

申請期間・方法

【申請期間】 令和4年7月15日（金曜日）から8月31日（水曜日）17時まで

【申請方法】 郵送又は窓口申請

※申請書類等に不備がなければ、1か月程度でお支払いします。

必要書類

- 申請書兼請求書
- 4月1日時点の飼養頭数がわかる書類（牛個体識別情報、牛個体識別一覧等）
- 振込口座通帳の写し（表紙及び口座登録情報等が記載されているページ）

※ 申請書類等は胎内市HPを参照のこと（<http://www.city.tainai.niigata.jp/>）

【申請先及びお問い合わせ先】

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市農林水産課 農産振興係 ☎ 0254-43-6111（内線1246）